

デジタルプラットフォームの 業規制

東京大学法学部
翼智彦

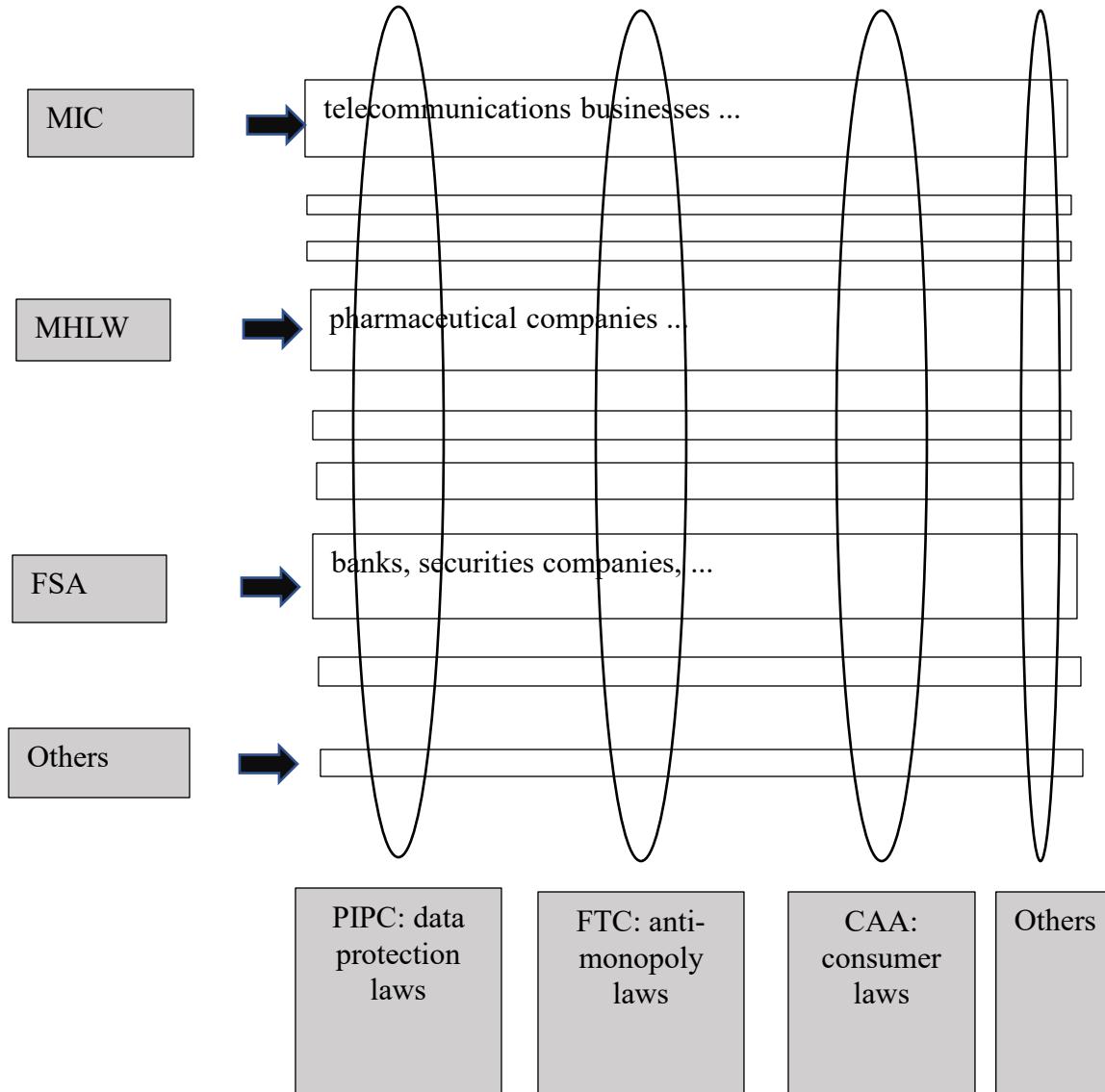
目次

- 1. はじめに
- 2. DPFの行政規制の現状
- 3. DPFの業規制(特定DPF法)
- 4. 業規制のレイヤーとDPF
 - 1-3. は 法律時報97巻2号(2025)
 - 4. は Journal of Law & Economic Regulation (Seoul National University), 15 (1), 2022

1. はじめに

- ・ デジタル・プラットフォームの行政規制
 - 2017住宅宿泊事業法
 - 2020特定DPF法(取引透明化法)
 - 2021取引DPF法
 - 2022電気通信事業法改正
 - 2024情報流通プラットフォーム対処法
 - 2024スマホソフトウェア競争促進法

1. はじめに



- i. Categorized business regulation
- ii. Cross-industrial business regulation




























































































































































































































































































































2. DPFの行政規制の現状

- (1) 業規制
 - (a) 契約の媒介規制
 - 旅行業法、住宅宿泊事業法、etc.
 - 旅行業には、「旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」が含まれる(旅行業法2条3号)
 - 住宅宿泊仲介業は、宿泊者または住宅宿泊事業者のため、「代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」を行う事業(住宅宿泊事業法2条9項、8項)
 - 契約を媒介しないDPFには適用がない
 - しかし、Airbnbなど、民泊仲介サイト運営業者は住宅宿泊仲介業に該当するものと整理された(後述)

2. DPFの行政規制の現状

- (1) 業規制
 - (b) 通信の媒介規制
 - 電気通信事業法
 - 電気通信事業:「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業……をいう」(電気通信事業法2条4号)。
 - 電気通信役務:「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう」(同3号)
 - 「他人の通信を媒介しないDPFには基本的に適用がなかった
 - 3号事業者:「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務(次に掲げる電気通信役務(口及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。)を除く。)を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」については、「この法律の規定は……適用しない」(同164条1項3号)
 - ※通信の秘密等は適用(同3項)
 - 2022年改正でDPFは3号事業者から除外(後述)

2. DPFの行政規制の現状

- (2) 業横断的規制
 - (a) 独禁法
 - 特定DPF法、スマホ競争促進法による補完
 - (b) 特商法
 - 取引DPF法による補完
 - (c) 個人情報保護法
 - 電気通信事業法(特定利用者情報、外部送信規律)による補完

3. DPFの業規制(特定DPF法)

- (1) 特定DPF法
 - 特定DPF提供者に対する業規制
 - 特定DPF提供者の指定(4条)
 - 提供条件等開示の義務付け(5条)
 - 相互理解促進措置の義務付け(7条)
 - 問題発見プロセスの制度化
 - DPF事業者と日本政府との交渉の場の設定
 - (特定)DPF提供者に対する資料提出・説明要求(15条)
 - 特定DPF事業者のモニタリングレビュー(9条)
 - 競争法の規律の補完
 - 「透明性及び公正性」の内容自体の明確化を含む

3. DPFの業規制(特定DPF法)

- (2) 規制内容の調整
 - 特定DPF法の必要最小限性(17条)
 - 政令による適用除外
 - 「第四条から前条までの規定は、デジタルプラットフォームに該当する役務の提供のうち、他の法律の規定によって商品等提供利用者の利益を保護することができると認められるものとして政令で定める役務の提供については、適用しない。」(14条)
 - モニタリングレビューの負荷軽減
 - スマホ競争促進法施行に伴いアプリストアを除外(2025.12)
 - 14条の適用除外政令ではなく、特定DPFの指定の対象となる事業区分の改正で対応

3. DPFの業規制(特定DPF法)

- (3) 規制の執行における連携
 - 省庁間の協議
 - 省令や指針を定め、またはこれを変更する際や、(特定)DPF提供者に対する勧告、命令、資料の提出の求めを行う際などには、一定の場合に総務大臣や公正取引委員会を初めとする関係諸機関に協議することとしている(5条5項、6条2項・5項、7条4項、9条3項、10条4項、15条2項、16条2項)。
 - 複数の機関による重複した規制権限の発動を防ぐとともに、問題を各機関で共有することで規制の漏れを防ぐ

3. DPFの業規制(特定DPF法)

- (3) 規制の執行における連携
 - 権限発動の求め
 - 経済産業大臣→公正取引委員会(不公正な取引方法の禁止に違反していると認めるとき)(13条)
 - 他の業横断規制への拡大可能性
 - →消費者庁、→個人情報保護委員会
 - 他の官庁が所管する事項に関する問題点に気づいた官庁から、当該他の官庁へと情報を共有し、場合によっては権限発動を求めることで、規制の漏れを防ぐ

4. 業規制のレイヤーとDPF

	Second-hand articles	Financial instruments	Online Platform
(a) Terminal layer		Smartphones, personal computers, etc.	
(b-1) Network layer (physical)	Railways, roads, rivers, ports, etc.	Wireless stations, wired lines, etc.	
(b-2) Network layer (service)	Trains, buses, taxies, ships, etc.	Telecommunications services	
(c) Platform layer	Second-hand articles markets	Stock/financial instruments exchanges	Online shopping malls, applications stores, etc.
(d) Products layer	Dealers	Financial securities companies etc.	Each store in the malls/ Appstores

4. 業規制のレイヤーとDPF

- (1) コンテンツ(products)レイヤー
 - 契約の媒介規制の拡大
 - 民泊仲介サイトの住宅宿泊仲介業該当性
 - 海外OTA(Online Travel Agent)の旅行業該当性
 - 媒介に至らない、利用者のマッチングに着目した規制の必要性
 - 卸売市場、証券取引所、商品取引所、古物市場 ...
 - インターネット異性紹介事業(出会い系サイト規制法)

4. 業規制のレイヤーとDPF

- (2) ネットワーク(network service)レイヤー
 - 通信の媒介規制の拡大
 - 検索情報電気通信役務(164条1項口、同2項4号)
 - 検索エンジン(指定:Bing, Google検索, Yahoo!検索)
 - 媒介相当電気通信役務(164条1項ハ、同2項5号)
 - SNS(指定:YouTube, Voom, 知恵袋、Facebook, Instagram, TikTok)
 - 通信の媒介ではない、不特定者が受信する電気通信の規制の必要性
 - 民事法・刑事法に委ねてきた領域
 - (旧)プロバイダ責任制限法上の「特定電気通信」
 - 広告に関しては景表法の適用可能性を議論

4. 業規制のレイヤーとDPF

- (3) プラットフォーム・レイヤーの業規制
 - コンテンツ・レイヤーの規制の補完
 - 利用者のマッチングに着目した規制
 - 特定DPF法: 特定DPF提供者 v. 商品等提供利用者
 - » 競争法(業横断的規制)
 - 取引DPF法: 特定DPF提供者 v. 一般利用者
 - » 消費者法(業横断的規制)
 - ネットワーク・レイヤーの規制の補完
 - 不特定者が受信する電気通信の規制
 - 情報流通プラットフォーム対処法
 - » 大規模特定電気通信役務提供者に行政上の義務

4. 業規制のレイヤーとDPF

- (4) さまざまな「プラットフォーム」
 - 取引型DPF
 - オンラインモール、アピリストアetc.
 - ※取引の媒介の規制(コンテンツ・レイヤー)
 - 利用者のマッチングの規制(プラットフォーム・レイヤー)
 - メディア型DPF
 - SNS、検索エンジン、etc.
 - ※通信の媒介の規制(ネットワーク・レイヤー)
 - 不特定者が受信する電気通信の規制(プラットフォーム・レイヤー)

4. 業規制のレイヤーとDPF

- (4) さまざまな「プラットフォーム」
 - 広告プラットフォーム
 - 特定DPF法は「メディア一体型広告デジタルプラットフォーム」、「広告仲介型デジタルプラットフォーム」を捕捉
 - 広告は取引型DPFで取引される財・役務そのものではない
 - メディア型DPFにも同様に存在する

4. 業規制のレイヤーとDPF

- (4) さまざまな「プラットフォーム」
 - 基本動作ソフトウェア(OS)、ブラウザ
 - Innovation Platform
 - Michael A. Cusumano et al., *The Business of Platforms*, Harper Business, 2019, pp.18-21
 - 競争法的事前規制の文脈
 - スマホソフトウェア競争促進法の対象
 - 決済ネットワーク
 - 国際クレジットカード決済ネットワークの二面市場性
 - 林秀弥「決済サービス・プラットフォームと市場の多面性」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』(民事法研究会、2019)
 - 特定コンテンツからの撤退(金融検閲)といった現代的問題